

# 【新年度】令和6年4月の保育施設の新規入園のご案内



1.市内の保育施設への入園申請・・・	P1-3	6.利用者負担額について・・・	P14-16
2.申請に関する注意事項・・・	P4-5	7.こんなときは申請を提出・・・	P17-18
3.申請から入園の流れ・・・	P6-7	8.その他・・・	P19
4.利用申請の書類について・・・	P8-9	9.市外からの申請/市外の園への申請	P20
5.保育を必要とする事由について・・・	P10-13	10.保育施設等一覧・・・	P21-24

令和6年4月の保育施設(※)への入園申請については次のとおりです。  
 ※ここでの保育施設とは、保育園、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所を指します。  
 幼稚園や認定こども園(幼稚園利用)、認可外保育施設は含みません。

## 1. 横須賀市内の保育施設への入園申請について

### 【申請受付期間】

- 1次募集：令和5年10月2日(月曜日)から令和5年10月31日(火曜日)まで
- 2次募集：令和6年1月26日(金曜日)から令和6年2月6日(火曜日)まで
- 3次募集：令和6年3月1日(金曜日)から令和6年3月8日(金曜日)まで

### 【結果のお知らせ】

横須賀市から住民票上のご住所へ結果通知を郵送します。

- 1次募集：令和6年1月23日以降発送予定
- 2次募集：令和6年2月下旬発送
- 3次募集：令和6年3月下旬発送

※結果(内定や保留)について、お電話でのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

### ○クラス年齢

入園クラスは児童の令和6年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～

※利用児童の該当するクラス年齢で申込んで下さい。また、園により受入開始月齢が異なります。

# 1次募集

## ○ 申請受付期間

令和5年10月2日(月曜日) から令和5年10月31日(火曜日)まで

## ○ 申請方法

**保育施設で申請書類を受取り、第1希望の施設へ提出してください。(P8参照)**

※申請書類(令和5年10月版)の配布は10月2日からです。

※家庭的保育事業所(しらかば家庭的保育所を除く)が第1希望の場合、申請書の提出先は子育て支援課です。(はぐくみかん5階1番窓口、電話046-822-9728)

## ○ 申請にあたっての注意事項

- ・ 申請書類は、各施設共通です。
- ・ 申請受付期間終了後の希望園の変更は出来ません。
- ・ 利用申込書は、希望施設それぞれに提出する必要はありません。希望施設を第6希望まで記入できますが、第7希望以下の施設を記入する場合、任意の紙(A4の白紙など)に児童氏名、希望順位、施設名を記入し、利用申込書に添付してください。
- ・ 施設の見学をお願いしています。利用にあたっての重要事項や送迎の経路などを確認してください。  
※見学ができなかった場合でも希望施設として申請は可能です。申請後、見学をしてください。
- ・ 募集予定人数については、各施設へお問い合わせください。  
※横須賀市のホームページには掲載していません。  
参考として昨年のデータ(一次募集の申請状況)を掲載していますのでご確認ください。
- ・ 令和5年度の保育施設を申請中の方や有効期間内の支給認定証をお持ちの場合であっても、保育を必要とする事由の最新の証明書の提出は必要です。  
※ただし、令和5年度の申請手続き等ですでに証明書を提出済みの場合、その発行年月日が令和5年8月1日以降であれば最新の証明書の代わりにその写しを提出することもできます。
- ・ 申請受付期間後に就労証明書などの添付書類を提出する場合、子育て支援課または第1希望の施設へ提出してください。なお、令和5年11月13日(月曜日)到着分までの書類をもって入園審査を行います。  
※上記期限までに書類が提出できなかった場合でも、保育を必要とする認定(支給認定証の交付)に必要となるため、随時子育て支援課または第1希望の施設へ提出してください。
- ・ 育児休業中の方が内定した場合、令和6年5月1日までに復職していただく必要があります。  
※復職できない方は、4月入園の申請ができません。  
※入園が内定しても、復職できない場合や退職した場合は原則内定取消・退園となります。
- ・ 現在市内の保育施設に在園している方が4月入園の申請をする(転園を希望している)場合、在園施設の退園届(令和6年3月末退園)を提出していただく必要があります。  
※退園届の提出がないと入園審査を行えませんので注意してください。
- ・ 希望施設は実際に通園可能な施設を記入してください。  
※内定を辞退した場合、令和6年度中の入園審査(5月～3月)の優先順位が下がる場合があります。

## ○ 結果のお知らせ

令和6年1月23日以降に入園審査の結果(内定通知または保留通知)を発送します。

## 2次募集

### ○ 申請受付期間

令和6年1月26日(金曜日) から令和6年2月6日(火曜日)まで

### ○ 空き状況について

令和6年1月26日(金)に横須賀市のホームページに掲載する予定です。

### ○ 申請方法

1次募集と同じです。第1希望の施設へ申請書類を提出してください。

※ 1次募集で保留となった方は、保留者リストに載り、2次募集でも入園審査(1次募集で希望した施設の審査)の対象となります。なお、2次募集で希望施設を変更する方は、第1希望の施設を変更する場合、改めて第1希望の施設へ申込む必要があります。第2希望以下の施設を変更する場合は、任意の紙(A4の白紙など)に児童氏名、希望順位、希望施設を記入し、申請受付期間中に子育て支援課へ提出してください。

### ○ 結果のお知らせ

令和6年2月下旬に入園審査の結果(内定通知または保留通知)を発送します。

## 3次募集

### ○ 申請受付期間

令和6年3月1日(金曜日) から令和6年3月8日(金曜日)まで

### ○ 空き状況について

令和6年3月1日(金曜日)に横須賀市のホームページに掲載する予定です。

### ○ 申請方法

1次・2次募集と同じです。第1希望の施設へ申請書類を提出してください。

※ 1次もしくは2次募集で保留となった方は、保留者リストに載り、3次募集でも入園審査(1次又は2次募集で希望した施設の審査)の対象となります。なお、3次募集で希望施設を変更する方は、第1希望の施設を変更する場合、改めて第1希望の施設へ申込む必要があります。第2希望以下の施設を変更する場合は、任意の紙(A4の白紙など)に児童氏名、希望順位、希望施設を記入し、申請受付期間中に子育て支援課へ提出してください。

### ○ 結果のお知らせ

令和6年3月下旬に入園審査の結果(内定通知または保留通知)を発送します。

## 入園審査の方法について

各施設の募集枠よりも多い申請があった場合、保育の必要性が高い世帯から順に内定施設を決定します。

### ○ 保育の必要性の高さの主な判断基準

- ・ 保育を必要とする事由における月の労働時間、疾病・障がいの程度など
- ・ ひとり親世帯、きょうだい同時申込み、保護者の所得などの世帯状況

※ 先着順や抽選ではありません。

## 2. 申請に関する注意事項

### (1) 保育施設等の利用申請ができる方

小学校就学前のお子さんの保育施設等（※）への利用申請は、保護者のいずれもが次のような保育を必要とする事由に該当していることが条件となり、申請時に給付認定を受ける必要があります。

※ここでの保育施設等とは、保育園、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所のことを言います。（5ページ参照）

保育を必要とする事由		給付認定有効期間	ページ
就労	自宅内外で働いている（月64時間以上の就労）	就労継続期間（最長、就学前まで）	10
	育児休業から仕事に復帰する	状況次第（最長、就学前まで）※1	
妊娠 出産	母親が出産前後である	産前産後8週間（月末～月初）※2	
疾病 障がい	病気やけが、心身に障がいがある	状況次第（最長、就学前まで）	11
介護 看護	長期にわたり病人等を介護・看護している	状況次第（最長、就学前まで）	
求職 活動	仕事を探している（起業準備を含む）	3ヵ月間 ※3	
就学	大学や職業訓練校などに通っている	通学期間（最長、就学前まで）	12
災害 復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている	状況次第（最長、就学前まで）	
その他	虐待やDVのおそれがあるなど	状況次第（最長、就学前まで）	

- ※1 育児休業中に利用申請（育児休業事由で在園している施設からの転園を含む）される場合
- ・育児休業中は家庭での保育ができるため、原則として保育施設等の利用ができません。そのため、育児休業中に保育施設等の利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。（申請時に「育休（産休）後復職誓約書」が必要です。）
  - ・保育施設等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始月の翌月1日までに復職していただく必要があります。  
（例）4月1日入園の場合、4月30日までに育児休業を終了し、終了日の翌日復職
  - ・復職後に育児休業復職証明書をすみやかに提出してください。
  - ・きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの保育施設等の利用が決まった場合でも、復職が必要になります。

- ※2 妊娠・出産事由における給付認定有効期間について
- ⇒給付認定有効期間は、出産日（予定日）から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。
- なお、多胎妊娠の場合は、出産日（予定日）から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。

- ※3 求職活動事由における給付認定有効期間について
- ⇒給付認定有効期間以降の保育を必要とする事由がない場合は退園となります。保育施設等の利用を継続するには、就労（月64時間以上）など新たな保育を必要とする事由が必要になります。

- ※ 虚偽の申告等があった場合は、給付認定が取消しとなる場合があります。

## (2) 保育施設等の見学について

原則として利用を希望する保育施設等を申請の前に見学し、利用に当たっての重要事項や送迎の経路などを確認してください。見学については、保育施設等へ直接お問い合わせください。

なお、家庭的保育事業所（しらかば家庭的保育事業所を除く）の見学については、子育て支援課（046-822-9004）へご連絡ください。

※見学をしていない保育施設を申込むことは可能ですが、申請後、すみやかに見学をしてください。

## (3) 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日以降2週間～1か月程度です。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育施設等によって異なりますので、事前に保育施設等へ必ず確認してください。慣らし保育期間中も保育料はかかります。

## (4) 保育料以外の費用や給食費等の保護者負担について

保育施設等では、保育料（14ページ）以外に教材費や給食費等の実費負担が発生する場合があります。実費負担額等については、保育施設等に直接お問い合わせください。

## (5) 特別な支援を要するお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に保育施設等や子育て支援課へ必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、保育施設等利用申込書に記入し、保育施設等へ見学・申請の際にお伝えください。

## (6) 施設の違について

【保育園】⇒保育認定

保護者の就労や病気などによりお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

【認定こども園】⇒教育認定または保育認定

教育と保育を一体的に行う施設です。

①幼保連携型…幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設

②幼稚園型…認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設

③保育所型…認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設

【小規模保育事業所】⇒保育認定

利用定員が6～19名までの少人数保育施設です。

【家庭的保育事業所】⇒保育認定

家庭的保育者が保育を行う定員5名以下の少人数保育施設です。

～給付認定～

認定こども園（教育認定）

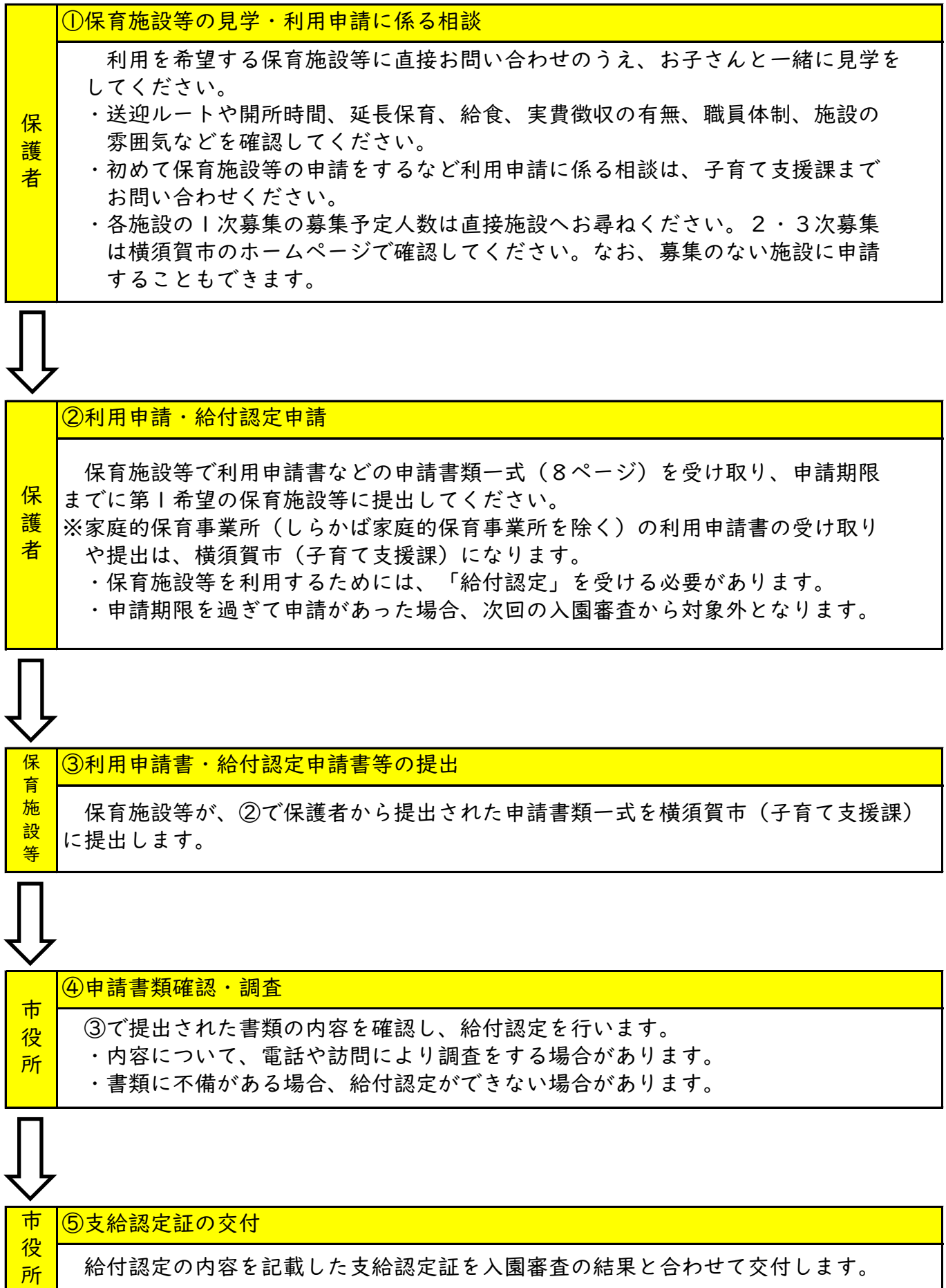
⇒1号認定

保育園、認定こども園（保育認定）、  
小規模保育事業所、家庭的保育事業所

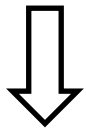
⇒2号または3号認定

} を受けます。

### 3. 申請から入園の流れ（2・3号認定）



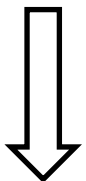
市役所	⑥利用調整（入園審査）及び利用調整結果通知（内定または保留）の交付
	利用調整基準に照らして入園者及び入園施設を調整し、その結果通知を交付します。



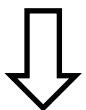
⑥5月以降の入園審査へ

保護者	⑦ーア 内定通知の受け取り
	内定通知受け取り後、内定した保育施設等に連絡をして、入園説明会等の日程を確認してください。

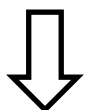
保護者	⑦ーイ 保留通知の受け取り
	保留となった場合、5月以降も利用調整（年度内3月入園まで）の対象となります。 ※希望施設の変更、追加がない場合は、再度申請する必要はありません。 ※保留通知は1回の申請につき1度通知します。（毎月ではありません）



保育施設等・保護者	⑧重要事項説明・同意
	内定した保育施設等から利用に当たっての重要事項の説明を受けてください。 ・施設によっては契約書を作成します。 ・お子さんの健康状態によっては、施設側の受け入れが整わない場合があります。



市役所	⑨保育料決定
	市民税所得割額を基準に保育料を決定します。（保育料については14ページ） ・認定こども園（私立）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の保育料の納入先は、各施設です。 ・市立保育園、私立保育園、認定こども園（市立）の保育料の納入先は横須賀市です。 ※4月からの保育料は4月上旬頃までにお知らせします。



保育施設等・保護者	⑩入園（利用開始）
	入園は、4月1日です。 ・入園当初は慣らし保育（集団になれるための短時間保育）があります。慣らし保育の期間については、施設と調整してください。 ・育児休業中の方は、5月1日まで（4月末日までに育児休業終了）に復職してください。（復職後施設に育児休業復職証明を提出）

～転園について～	
転園を希望する場合も上記と同じ手順での申請になります。	
・年度途中の転園の場合は、通園中の施設に在籍しながら転園申請ができます。	
・新年度4月入園で転園の場合は、通園中の施設に在籍しながらの転園申請ができません。申請前に通園中の施設を3月末で退園する「退園届」の提出が必要となります。	
※退園届の提出がないと入園審査が行えませんが、ご注意ください。	

## 4. 利用申請の書類について

利用申請に当たり、保護者が提出するものは次の書類です。

- ①子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書（白いA3の用紙）
- ②教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票（ピンクのA3の用紙）
- ③保育を必要とする事由を証明する書類
- ④その他の書類（該当者のみ）
- ⑤マイナンバー記入用紙

上記の①～⑤の書類を第1希望の保育施設等に提出します。

※ 家庭的保育事業所（しらかば家庭的保育事業所を除く）が第1希望の場合、書類の提出先は子育て支援課です。

※ 市外在住者が横須賀市の保育施設等の利用申請をする場合、原則として申請者が住んでいる市区町村経由での申請となります。（20ページ参照）

（申請期限までに申請書類が子育て支援課に届いている必要があります。）

### 申請書類

#### ①子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書（白いA3の用紙）

この申込書は入園を希望する保育施設等を記入する用紙です。

※ きょうだい同時に利用申請をする場合

ア) 第1希望の施設が同じとき

申込書の「入園申込児童欄」に複数名の名前を記入できるので、1枚の申込書に記入します。

なお、申込書の中面（第2面・3面）は複数名の記入ができないため、保育施設等申込書補助票（兄弟用）を記入し提出してください。

イ) 別々の施設を第1希望にするととき

それぞれ申込書を記入します。

◎ ア)、イ)ともに申込書の第2面にある「兄弟姉妹（2人以上）同時に入園を申し込む場合」を忘れずに記入してください。

#### ②教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票（ピンクのA3の用紙）

この申請書は保育を必要とする事由を認定し、支給認定証を交付するための用紙です。きょうだい同時申し込みの場合、人数分の申請書の記入が必要になります。

※ 過去に利用申請をしたことがあり、有効期間が期限内の支給認定証を持っている場合、改めて②の申請書を提出する必要はありません。支給認定証のコピーと最新の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など）を提出します。

ただし、支給認定証の記載内容と状況が変わっている（保育を必要とする事由が変わった、離婚した、引っ越しをしたなど）場合、上記のほかにオレンジ色の給付認定変更申請書（兼変更届）の提出が必要です。

#### ③保育を必要とする事由を証明する書類

②の申請書で選択した保育を必要とする事由を裏付ける書類になります。

次ページの「保育を必要とする事由を証明する書類一覧」で該当する事由における書類を提出してください。

※ 事由を確認できる書類が提出されない場合、給付認定を行えず、支給認定証を交付することができません。

また、入園審査において、保育を必要とする事由が確認できないため、受入枠以上の申請があった場合、入園できる可能性が低くなります。

#### ④その他の書類（該当者のみ）

入園審査や保育料を決定するために必要な書類になります。

次ページの「その他の書類一覧」に記載のある書類をお持ちの場合、申請時に提出してください。



## 【保育を必要とする事由を証明する書類】

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書 ※ 自営業・個人事業主で自宅が職場の場合、開業届や確定申告の写しを添付してください。 ※ 育児休業又は産前産後休暇中に復職予定で申請する場合、育休（産休）後復職誓約書も必要です。 ※ 米軍人の方もこの書式を用いて証明してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（※） ※ 母の氏名と出産（分娩）予定日がわかるページ
疾病・障がい	診断書（※）または障害者手帳の写しなど ※ 治療期間や保育への影響が記載された原本
介護・看護	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し、または診断書（原本）
求職活動 （起業準備含む）	求職活動申立書、事業計画書（起業準備の場合）
就学	①学生証の写しまたは在学証明書 ②カリキュラム（時間割表）など就学状況がわかるもの
災害復旧・その他	状況を証明する書類など

## 【その他の書類】（該当者のみ）

<p>○育休（産休）後復職誓約書</p> <p>○入園を希望する児童の療育手帳・障害者手帳の写し</p> <p>○同居家族の療育手帳・障害者手帳の写し</p> <p>○生活保護受給証明の写し</p> <p>○離婚調停にかかる裁判所からの通知書の写し、左記通知書がない場合は、現況を記入した申立書（書式は任意） ※ 上記書類は離婚前提別居の場合に必要となります。</p> <p>○認可外保育施設等の在園証明書 ※ 認可保育施設等に入園できず認可保育施設の代わりに利用している場合</p> <p>○該当する市区町村の所得（課税・非課税）証明書 4月入園希望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年1月1日時点で横須賀市に住民登録がなかった方 ⇒令和5年度住民税課税（所得）証明書</li> <li>・ 米軍属の方 ⇒2022 Wage &amp; Tax (W-2) ※ 2023 Wage &amp; Taxについても後日提出してください。</li> </ul> <p>※ 収入の申告をしていない方はすみやかに申告をしてください。 未申告の場合は、入園後の保育料を最高額で決定します。</p>
---

## 5. 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由に応じて給付認定を行い、支給認定証を交付します。

支給認定証には、次の事項を記載しています。

①支給認定区分 ⇒年齢（満3歳未満・満3歳以上）による支給認定区分

※ 満3歳未満の認定は3号認定、満3歳以上の認定は2号認定といいます。

②保育必要量 ⇒標準時間（11時間利用）または短時間（8時間利用）

③保育を必要とする事由⇒保護者の事由のうち有効期間が短い方を記載

④有効期間 ⇒③の事由に応じて記載

※ 保育を必要とする事由の有効期間中にお子さんが3歳の誕生日を迎える場合、

3号認定の終わりの日にちは3歳の誕生日の2日前です。

その翌日から有効期間までの2号認定へ切り替わります。

### （1）就労

要件	就労時間が月64時間以上あること
保育必要量	標準時間認定⇒月120時間以上の就労 短時間認定 ⇒月64時間以上120時間未満の就労 ※ 就労時間が月120時間未満でも、通勤時間等を加味し、市が標準時間認定とすることがあります。
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 有期雇用で契約更新がない場合、雇用期間終了月の月末まで
必要書類	就労証明書 ※ 自営業・個人事業主で自宅が職場の場合、開業届や確定申告の写しを添付してください。 ※ 育児休業又は産前産後休暇中に復職予定で申請する場合、「育休（産休）後復職誓約書」も必要です。 ※ 米軍人の方もこの書式を用いて証明してください。

### （2）妊娠・出産

要件	出産の前後（産前・産後）であること
保育必要量	標準時間認定 ※ 保護者が希望する場合、短時間の認定も可能です。
有効期間	出産日（予定日）から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで ※ 多胎妊娠の場合は、出産日（予定日）から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで
必要書類	母子健康手帳の写し（※） ※ 母の氏名と出産（分娩）予定日がわかるページ
注意事項	妊娠・出産要件での認定は、出産予定日と出産日により給付有効期間を計算するため、出産日が予定日からずれると、有効期間の終了日が1ヶ月延びる（短くなる）場合があります。 <b>産後、育児休業を取らず就労する方は、就労証明書も提出してください。就労の事由で入園審査を行います。</b>

### (3) 疾病・障がい

要件	疾病もしくは負傷している、または精神もしくは身体に障がいを有していること
保育必要量	標準時間認定 ※ 保護者が希望する場合、短時間の認定も可能です。
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 疾病・障がいが治癒し、保育を必要としなくなった場合、その月末まで
必要書類	診断書（※）または障害者手帳の写しなど ※ 治癒期間や保育への影響が記載された原本

### (4) 介護・看護

要件	同居または長期入院している親族の介護・看護をしていること
保育必要量	介護・看護状況申告書の内容等により標準時間認定、短時間認定になります。
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 介護・看護を要しなくなり、保育を必要としなくなった場合、その月末までとなります。
必要書類	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し、障害者者手帳の写し、または診断書（原本）

### (5) 求職活動（起業準備含む）

要件	求職活動中または起業準備中であること
保育必要量	短時間認定
有効期間	3号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①3歳の誕生日の2日前まで ②入園日から90日が経過する日が属する月の月末まで 2号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①小学校就学始期前の最後の3月31日まで ②入園日から90日が経過する日が属する月の月末まで
必要書類	求職活動申立書、事業計画書（起業準備の場合）

## (6) 就学

要件	<p>就学していること          ※次のいずれかに該当していることが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校、大学、専修学校等やこれらに準ずる教育施設に在学している。</li> <li>・ 職業訓練校等における職業訓練を受けている。</li> </ul> <p>⇒通信教育で上記に該当しない場合、就学認定はされません。</p>
保育必要量	就学時間により標準時間認定、短時間認定になります。
有効期間	<p>3号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3歳の誕生日の2日前まで</li> <li>② 卒業予定日または修了予定日が属する日が属する月の月末まで</li> </ol> <p>2号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 小学校就学始期前の最後の3月31日まで</li> <li>② 卒業予定日または修了予定日が属する日が属する月の月末まで</li> </ol>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学生証の写しまたは在学証明書</li> <li>② カリキュラム（時間割表）など就学状況がわかるもの</li> </ol>

## (7) 災害復旧・その他（虐待やDVのおそれがあるなど）

要件	<p>震災、風水害、その他の災害復旧に当たっている。児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはDVにより子どもの保育を行うことが困難であることなど</p>
保育必要量	状況により標準時間認定、短時間認定になります。
有効期間	<p>3号認定：3歳の誕生日の2日前まで          2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで</p> <p>※ 状況が変わり、保育を必要としなくなった場合、その月末までとなります。</p>
必要書類	状況を証明する書類など

## (8) 育児休業

要件	保護者が育児休業を取得するときに、既に保育施設等を利用している子どもが育児休業期間中も引き続き当該施設を利用する必要があること
保育必要量	短時間認定
有効期間	<p>3号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <p>①3歳の誕生日の2日前まで</p> <p>②育児休業が終了する月の月末まで</p> <p>2号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <p>①小学校就学始期前の最後の3月31日まで</p> <p>②育児休業が終了する月の月末まで</p> <p>※ 育児休業による認定は、最大で育児休業対象児童が2歳の誕生日を迎えた月末までになります。</p>
必要書類	保育施設等利用にかかる育児休業関係申請書（育児休業取得証明書）
注意事項	<p>育児休業から復職後、育児休業復職証明書を提出していただきます。</p> <p>※ 保護者が育児休業に入る前に既に保育施設等を利用していることが要件（⇒（1）～（7）のいずれかの事由で利用している）であるため、<u>育児休業を要件とした新規入園・転園申請はできません。</u></p> <p>（例）子どもが2人おり、どこの保育施設等も利用していない状況。 現在第2子の育児休業中だが、今後、第2子をじっくりと家庭で育てたいため、第1子を保育施設等に預けたい。 ⇒保育施設等の引き続きの利用でない（（1）～（7）に該当しない）ため、利用申請をすることができません。</p> <p>※ 保護者が、在園中の児童のための育児休業を一定期間以上取得した場合は、退園となる可能性があります。</p>

## 6. 利用者負担額について

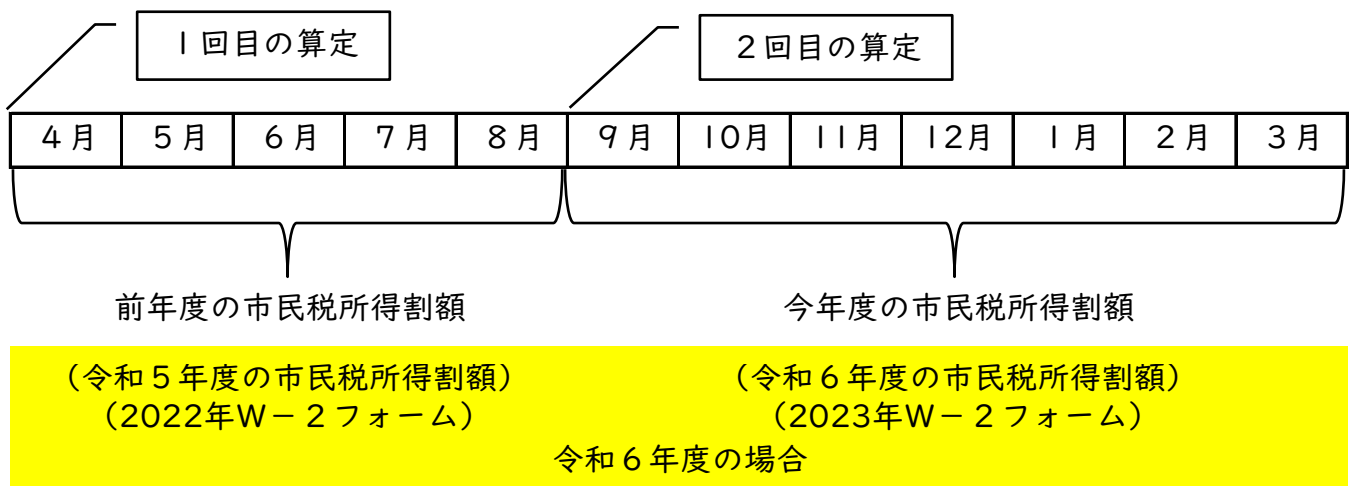
～保育料と給食費～

保育料は、0歳～2歳児クラスについては、保護者の市民税所得割額により算定し、3歳～5歳児クラスについては、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により0円（無償）となります。

また、これまで保育料の中に含まれていた3歳～5歳児クラスの給食費（主食費+副食費）は、幼児教育・保育の無償化により保育料から切り離され、施設で徴収します。ただし副食費は、保護者の市民税所得割額等によって免除対象となる場合があります。

### (1) 保育料の算定

0歳～2歳児クラスの保育料は4月と9月の年2回算定を行い、その額を決定します。



- ※ 横須賀市に住民登録がなく、米軍基地勤務の場合、保育料算定の資料として使用するものは該当年におけるW2フォームになります。
- ※ 生計が同一の兄・姉（年齢制限なし）がいる場合、保育料を算定する児童が第2子に該当すると、保育料は約半額、第3子に該当すると無料（0円）になります。（横須賀市独自の多子減免の拡充）

### (2) 副食費の免除判定

3歳～5歳児クラスの副食費の免除判定は、保育料と同様に4月と9月の年2回行います。

- ※ 保護者の市民税所得割額が57,700円未満（ひとり親等の場合、市民税所得割額が77,101円未満）の場合、または、きょうだいで保育施設等に通り、副食費免除判定対象児童が第3子以降の場合、副食費が免除となります。（保育料が減免となる第3子とは数え方が異なります。）

【参考】 公立保育園の1ヵ月当たりの給食費  
6,000円（主食費1,500円、副食費4,500円）

### (3) 延長保育について

各保育施設等が定める保育必要量に応じた保育時間（短時間の場合8時間、標準時間の場合11時間）を超えて施設を利用する場合は、延長保育料が発生します。具体的な料金・利用方法等については、各施設にお問い合わせください。

## 2号認定・3号認定の保育料基準額表

- 1 階層区分は、父母の市町村民税課税額の合算額で算定します。ただし、年収が120万円以下の場合は、同居の祖父母等家計の主宰者の市町村民税課税額で算定します。
- 2 保育料判定に係る書類の不足等により市町村民税等が確認できない場合は、最も高い階層で決定します。書類の提出等により市町村民税課税額等が確認でき次第、保育料を更正します。
- 3 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分に変更はありません。
- 4 【D7-1～D13階層のみ】第2子以降のお子さんについては、保育料が軽減されます（多子軽減）。入所児童と世帯を同じくする兄弟（年齢制限なし）を年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。これにより第2子と位置付けられたお子さんの保育料は基準額の概ね半額に、第3子と位置付けられたお子さんの保育料は0円となります。
- 5 ひとり親世帯等の「等」とは、①身体・精神障害、療育手帳所持世帯②特別児童手当、障害基礎年金受給者がいる世帯となります。

階層区分		多子の順	利用者負担額(月額:円)					
			保育標準時間			保育短時間		
			3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	第1・2子	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村税が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割課税額 8,700円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D2	市民税所得割課税額 8,700円～48,600円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D3	市民税所得割課税額 48,600円～53,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D4	市民税所得割課税額 53,000円～73,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D5	市民税所得割課税額 73,000円～97,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D6	市民税所得割課税額 97,000円～115,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D7-1	市民税所得割課税額 115,000円～135,600円未満の世帯	第1子	0	35,400	0	0	34,900	0
		第2子	0	17,700	0	0	17,400	0
D7-2	市民税所得割課税額 135,600円～169,000円未満の世帯	第1子	0	35,400	35,400	0	34,900	34,900
		第2子	0	17,700	17,700	0	17,400	17,400
D8	市民税所得割課税額 169,000円～229,000円未満の世帯	第1子	0	41,400	41,400	0	40,700	40,700
		第2子	0	20,700	20,700	0	20,300	20,300
D9	市民税所得割課税額 229,000円～268,000円未満の世帯	第1子	0	48,700	48,700	0	47,900	47,900
		第2子	0	24,300	24,300	0	23,900	23,900
D10	市民税所得割課税額 268,000円～301,000円未満の世帯	第1子	0	53,700	53,700	0	52,900	52,900
		第2子	0	26,800	26,800	0	26,400	26,400
D11	市民税所得割課税額 301,000円～322,000円未満の世帯	第1子	0	58,700	58,700	0	57,800	57,800
		第2子	0	29,300	29,300	0	28,900	28,900
D12	市民税所得割課税額 322,000円～343,000円未満の世帯	第1子	0	60,000	60,000	0	59,100	59,100
		第2子	0	30,000	30,000	0	29,500	29,500
D13	市民税所得割課税額 343,000円以上の世帯	第1子	0	61,500	61,500	0	60,500	60,500
		第2子	0	30,700	30,700	0	30,200	30,200

# 市民税所得割額を確認するための横須賀市の書式例

(所得割は、調整控除額を差し引く前の金額ですので、あくまでも目安になります。)

算定に使う市民税額には、調整控除のみ反映され、住宅借入金特別控除などの適用がありません。所得割から調整控除を引いた市民税所得割額で算定します。

## 1. 令和〇〇年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書

**税額控除前所得割額④**

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書 (納税義務者用)		課税標準		所得割	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 基礎 所得控除合計②	扶養親族該当区分 本人該当区分 本人 配偶者 同居 その他 障害者 勤労学生 基礎 合計	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑩ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 前納付額⑬-⑭-⑮ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑩ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 前納付額⑬-⑭-⑮ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月

## 2. 令和〇〇年度 市民税・県民税納税通知書

所得金額、所得控除明細および税額

所得金額 (円)		所得控除額 (円)		年度分・通知番号	
総所得	事業 営業 農業 不動産 利子 配当 給与 雑 公的年金等 その他 譲渡 一時	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 障害者 寡婦(寡夫) 勤労学生	一般 特定 同老 老人 扶養 内訳 扶養控除 基礎 合計	課税標準額 算出所得割① 市民税 ②税額控除(P.7) 所得割①-② 均等割	算出所得割① 算出所得割③ ④税額控除(P.7) 所得割③-④ 均等割
分離所得	短期譲渡 長期譲渡 山林 株式等 未公開分 譲渡 上場分 上場株式等の配当 先物取引 退職				
合計	合計所得金額 繰越控除額(P.7)				

**算出所得割額①**

## 3. 令和〇〇年度市県民税課税(所得)証明書

(様式第3号) 年度 証明書

賦課期日住所  
氏名 生年月日

年中の所得の内容		所得控除額の内訳	
給与収入金額 公的年金等収入金額	雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 人数内訳	特別障害者 普通障害者 本人障害者 寡婦(寡夫) 特別寡夫 勤労学生	所得控除額の合計
所得の額	所得控除額の合計	基礎控除	
所得の合計金額			
年度課税標準額	市民税額	所得割	均等割
総所得金額 その他の課税標準額の合計	市民税額	所得割	均等割

上記のとおり相違ないことを証明します。  
年 月 日 横須賀市長

令和〇〇年度 市県民税額

年 税 額

市民税	所得割	均等割
-----	-----	-----

**令和〇〇年度 市県民税額**



## 7. こんなときは書類を提出してください。

転職や退職、転居等世帯や生活の状況に変化があった際には、すみやかに申請・届出を行ってください。  
新規申請の方は、当該募集の申請締切日まで。  
保留中の方は、2次募集以降の各申請締切日まで。

申請を行うことにより、入園審査の指数等が変更となる場合があります。

例) ・就労開始後の実績（または予定）が記入された就労証明書の提出があった場合  
・認可保育所等の代替として認可外保育施設などの利用を開始し、在園証明書の提出があった場合

- ・書類は原則として施設に提出してください。（市外の施設に申請している場合は子育て支援課に提出して下さい。）
- ・支給認定証は、認定内容が変わる場合等に提出してください。（児童名、保護者名、居住地、保育必要量、保育を必要とする事由）
- ・外国語の証明書類は、日本語に翻訳してください。
- ・処理後は、新しい支給認定証や保育料変更通知等をご自宅に送付します。

お仕事について （給付認定変更申請書=⑦事由-就労、求職活動）

●就労時間が、ひと月64時間に満たない場合や離職後90日以内に就労できない場合は、90日に達する月の月末に退園となります。

仕事を辞めた （雇用契約期間が終わる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> <li>・求職活動申立書</li> <li>・自営業・個人事業主の方は廃業届</li> </ul>
仕事が決まった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・就労証明書（父母または内縁関係の方の分をご提出ください。） ※自営業・個人事業主で勤務先が自宅（居宅内・店舗等併設）の方は、開業届、 営業許可書、又は収入が証明できる確定申告書等の写しのいずれかを添付して ください。</li> <li>・支給認定証</li> </ul>
転職した	
勤務地が変わった（部署異動を除く）	
仕事先を増やした	
起業準備をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・事業計画書</li> <li>・開業届（個人事業主開始等申告書または法人設立届出書）</li> </ul> <p>※起業後、就労証明書を提出してください。 （起業準備期間は最大で90日です。その間の認定は「求職活動」となります。）</p>

世帯等の状況について （給付認定変更申請書（兼変更届）=①住所③代表保護者④氏または名⑤世帯構成）

代表保護者を変えたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> </ul>
名前が変わった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> </ul>
同居家族の増減 （内縁の開始、解消を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・同居となった方の保育を必要とする事由を確認する書類（就労証明書等） （内縁関係も含む）</li> </ul>
結婚をした	
離婚をした	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> <li>・外国人の方は離婚受理証明</li> </ul>
離婚前提の別居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> <li>・離婚調停を申し立てしている場合は、裁判所からの通知書の写し</li> <li>・調停をしていない場合は「教育・保育施設等利用に関する申立書」にその旨記入。</li> </ul>
横須賀市内での引越し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・支給認定証</li> </ul>
市外への引越し	<p>退園・辞退・認定取消・申請取下届 継続利用する場合、転出先の市区町村保育園担当窓口にて入園の手続きをしてください。</p>
単身赴任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付認定変更申請書（兼変更届）</li> <li>・就労証明書</li> </ul>

病気など (給付認定変更申請書(兼変更届) = ⑦事由-疾病・障がい、介護・看護)

病気・けがをした	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・医師の診断書 ・支給認定証
介護・看護をする	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・介護・看護状況申告書 ・診断書(原本)または介護保険被保険者証写し、障害者手帳の写し ・支給認定証
家族が手帳等を取得した	・療育手帳、身体障害手帳、精神保健福祉手帳の写し ・給付認定変更申請書(兼変更届) (短時間→標準・要件が変わる場合のみ) ・支給認定証 (短時間→標準・要件が変わる場合のみ)

妊娠・出産について (給付認定変更申請書(兼変更届) = ⑦事由-妊娠・出産、育児休業)

妊娠したら	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・母子手帳の表紙と出産(分娩)予定日記載のページの写し ・出産日(予定日)から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日(予定日)から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間の事由を証明するため。 ・多胎妊娠の場合は、出産日(予定日)から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産(予定日)から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間の事由を証明するため。 ・支給認定証
悪阻等で安静にするよう指導された	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・診断書または母子健康手帳の医師記載済の「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し
産休からの復帰	・給付認定変更申請書(兼変更届) (⑦事由→ <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 復帰に <input type="checkbox"/> チェックを入れる) ・就労証明書(⑩最近3カ月の就労実績は産休前の実績を記載。)
育児休業を取る	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(育児休業取得証明) ・支給認定証 ※育児休業中は原則保育短時間での利用となります。
育児休業からの復職	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・保育施設等利用に係る育児休業関係申請書(復職証明) ・支給認定証

その他 (給付認定変更申請書(兼変更届) = ⑦事由-就学)

就学する	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・支給認定証 ・在学証明書 ・カリキュラム(時間割表)
預かり時間の変更	・給付認定変更申請書(兼変更届) ・支給認定証 ・事由証明

給付認定変更申請書(兼変更届)提出以外の申請・届出

入園を辞退する	・退園・辞退・認定取消・申請取下届 (認可保育施設在園者が4月入園に申請する場合、申請時に年度末で現在の施設を退園する退園届が必要です。)
入園申請を取下げ 保育園を辞める?転園する?	※提出がない限り在籍となるので、保育料が発生します。
支給認定証を失くした	・子ども・子育て支援法支給認定証再交付申請書

## 8.その他 Q&A等

### 《利用内定後に辞退する場合》

保育所等の利用が決まった後、やむを得ず辞退する場合には、速やかに内定施設へ「退園・辞退・認定取消・申請取下届」を提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかる場合があります。なお、改めて利用を希望する場合は、再度利用申請が必要です。

※内定辞退をされた場合、辞退した年度内の入園審査で優先順位が下がります。

### 《利用申請を取り下げる場合》

申請は年度内有効のため、利用申請の希望がなくなった場合は、申請の取下げが必要です。速やかに第1希望の園もしくは子育て支援課に「退園・辞退・認定取消・申請取下届」を必ず提出してください。

### 《複数の保育所等を希望している場合》

入園審査の結果、利用が内定した時点で、他の保育所等への利用申込みの効力はなくなります。

### 《保留通知について》

ご希望に沿えず、入所が保留となった方には、保留通知を送付します。なお、保留通知は1回の申請につき、一度通知します。翌月以降、再び保留となった場合は保留通知を送付しません。保留通知が必要な月には再度申請してください。

### 《マイナンバーについて》

保育所等の申請にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

### 【提出書類】

- (1) マイナンバー記入用紙（申請書類と合わせて受け取ってください）
- (2) 本人確認資料  
（※申請を行う保護者の分のみ提出して下さい。申請児童、その他の方の分は不要です）
  - ①番号確認書類  
例：マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー入りの住民票等の写し
  - ②身元確認書類  
例：マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等

※ 保育所等の申請書類と一緒に提出してください。申請の都度提出が必要です。

※ 必要添付資料の詳細は、マイナンバー記入用紙に記載してあります。

### 《各お問い合わせ先》

横須賀市役所はぐくみかん5階（横須賀市小川町11）

#### 〈保育園等の入園相談〉

子育て支援課 入園係 電話 822-9728

#### 〈公立保育園の運営等に関すること〉

子育て支援課 保育係 電話 822-9003

#### 〈家庭的保育に関すること〉

子育て支援課 保育係 電話 822-9004

9.

## 市外にお住まいの方が横須賀市の保育施設を申請する場合

○ 申請受付期間

1次募集：令和5年10月2日(月曜日) から令和5年10月31日(火曜日)まで  
 2次募集：令和6年1月26日(金曜日) から令和6年2月6日(火曜日)まで  
 3次募集：令和6年3月1日(金曜日) から令和6年3月8日(金曜日)まで

○ 申請方法

住民票のある市区町村の保育施設入園担当課(以下、「市外担当課」)へ申請をしてください。  
 ※ 上記申請受付期間中に申請書類が市外担当課から横須賀市子育て支援課へ到着するように申請をしてください。  
 ※ 入園を希望する施設の見学をお願いします。  
 ※ 市外担当課で申請受付を行わない場合は、横須賀市子育て支援課入園係にご相談ください。

○ 必要書類

申請にあたり、以下の書類が必要になります。

必要書類	備考
利用申込書	お住まいの市区町村の書式
支給認定申請書	お住まいの市区町村の書式
保育を必要とする事由の証明書	就労証明書、診断書、母子手帳の写し等
住民税課税証明書	令和5年1月1日に住民票のあった市区町村の令和5年度住民税課税(所得)証明書
転入先証明書類 ※転入予定ありの場合	<b>【転入予定ありの場合、①と②両方を提出】</b> ①転入に関する申立書 ※書式は横須賀市ホームページからダウンロード可。 ②転入先の証明として次のいずれかの書類 ・ 住宅契約書の写し ※ 住所、引渡し日、契約者が確認できるもの ・ 同居予定申立書(転入に関する申立書に記入欄あり) ※ 親族等と同居する場合、横須賀市在住の同居予定者(世帯主)が記入

○ その他

「横須賀市へ転入予定あり」で申請をした方は、転入後すみやかに子育て支援課にお越しいただき、改めて横須賀市書式で手続きをしてください。  
 令和6年3月末までに転入予定の方は、横須賀市民として入園審査を行います。

○ 結果のお知らせ

子育て支援課から市外担当課へ結果をお知らせし、市外担当課から保護者へ結果を送付します。

## 横須賀市にお住まいの方が市外の保育施設を申請する場合

○ 申請時期等の確認

希望する施設のある市区町村の保育施設入園担当課(以下、「市外担当課」)へお問合わせのうえ、申請期間、必要書類、審査基準などを確認してください。

○ 申請方法

希望する市区町村の申請締切日(必着)の10日前までに、申請書類を横須賀市子育て支援課(以下、「子育て支援課」)へ提出してください。  
 ※ 余裕をもって申請をしてください。  
 なお、市内の保育施設の入園を希望する場合、市内と市外それぞれの申請が必要です。

○ 結果のお知らせ

市外担当課から子育て支援課へ結果が届いた後、子育て支援課から結果を送付します。